

平成29年1月16日

保護者の皆様へ

練馬区立関町北小学校
校長 大野 泰弘

臨時休業時の家庭での過ごし方について(依頼)

日ごろより、本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、今年もインフルエンザが流行する季節を迎えました。

そこで、この先、臨時休業の措置がとられた場合のお子様の家庭での過ごし方について、参考までに以下にまとめました。臨時休業の措置がとられた学級宛での通知にも同様の内容は記されていますが、ご確認のうえ、お子様の健康管理等にお役立ていただければ、有難く存じます。

お子様の健康維持とインフルエンザ等の感染拡大の防止について、ご家庭におかれましても、特段のご理解とご協力をお願い申し上げます。

<臨時休業期間中の家庭での過ごし方〔健康管理〕>

気温の変化に対応できる服装を整える。

人ごみを避け、外出を控える。やむを得ず外出するときは、マスクを着用する。

日中はもとより、近所の公園、習い事など、放課後以降の行動についても感染拡大の防止という、臨時休業の趣旨をご理解のうえ、健康観察に基づき、少しでも体調が悪ければ外出を控える、やむをえず外出する時にはマスクをつける等、児童の行動面については十分ご配慮ください。

睡眠時間をしっかりととり、体を休める。

栄養のバランスのよい食事をしっかりと摂る。食欲がなくても、脱水症状にならないよう、水分補給をしっかりとる。

一日に何回もうがい・手洗い〔石鹸を使い手首まで〕を行い、清潔なタオル等で拭く。

咳が出る場合は、マスクを着用する。マスクは1日ごとの使い捨てにするのが望ましい。

発熱等の場合はもとより、体調がよくなっても1～2日は様子を見る。決して、無理に登校させないてください。

急な発熱を含め、少しでも体調が悪く感じたら、医師がその発熱の原因がウイルスなのか、ほかの病気なのかを確かめるため、市販の薬での対応は避け、できれば、氷枕や氷嚢等で体を冷やし、また、水分補給等をしっかりとしたうえで、すぐに医師の診察を受ける。急を要すると判断される場合には、救急搬送を依頼する。

今体調がよくても、今後体調が悪くならないように、上記のことを守り、規則正しい生活をする。

臨時休業期間中に、新たにインフルエンザにかかったり、体調を崩したりした場合は、学校へご連絡くださいますよう、お願いいたします。

<その他のお知らせ>

学級担任よりお子様が自宅で学習を行うにあたっての学習計画をお伝えします。お子様の体調を見て、ご判断ください。

臨時休業の措置に伴い、給食の食材の発注を停止いたしますが、返金につきましては、学年末に処理させていただきます。また、食材によっては翌日の発注停止ができないものもありますので、ご了承ください。

インフルエンザであると診断を受けたお子様は、原則として、解熱した後2日を経過するまで、かつ、発症後5日を経過して、主治医の登校許可が得られるまでは出席停止となります。医師の登校許可が出ましたら、保護者が記入し、登校する日にお子様を持たせ、担任又は養護教諭にご提出ください。

〔書式は、学校のホームページからもダウンロードできます。〕

臨時休業(学年閉鎖)期間中に何かございましたら、学校までご連絡ください。

職員室 03-3920-1027 副校長:中村または養護教諭:中出まで